

サービス利用料の返還

- 1 採用決定者が入社日以後1ヶ月以内に、自己都合による退職または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合（以下「退職等の場合」という）は、乙は、甲より受領したサービス利用料を下記の規定に従い、甲から採用決定者が退職等する旨の通知を受けた日から1ヶ月以内に甲に返還するものとする。

採用決定者が入社日以後1ヶ月以内に退職等の場合・・・サービス利用料の100%

採用決定者が入社日以後1ヶ月を超えて6ヶ月以内に退職等の場合・・・サービス利用料の50%

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

- 2 乙は、甲に対し、前項所定のサービス利用料の返還額を甲指定の銀行口座に振り込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は乙が負担するものとする。